

自動車登録 必要書類チェックリスト

登録種別ごとの必要書類一覧（依頼者様用）

フェアウェイ行政書士事務所

横浜ナンバー（神奈川運輸支局）対応

【このチェックリストの使い方】

- ・お客様にご用意いただく書類と、弊所で作成・手配する書類を「ご準備」欄で色分けしています。
- ・該当する登録種別のページをご確認のうえ、チェック欄（□）をご活用ください。
- ・ケースにより追加書類が必要になる場合があります。最終ページ「状況別の追加書類」も併せてご確認ください。

【税金・実費のお支払いについて（事前振込のお願い）】

登録手続きに必要な税金・実費（自動車税の月割分、自動車重量税、申請手数料（印紙代）、ナンバープレート代、車庫証明手数料 など）は、手続き着手前に弊所指定口座へ事前にお振り込みをお願いいたします。ご入金の確認後に手続きを開始いたします。

お客様	お客様にご用意・ご捺印いただく書類
弊所	弊所で作成・手配する書類（お客様のお手間はかかりません）
お客様/弊所	弊所が雛形を作成し、お客様にご捺印いただく書類／弊所での代行取得が可能な書類

※ 印鑑（登録）証明書は発行から3ヶ月以内、車庫証明は証明日から概ね1ヶ月以内のものがが必要です。

※ 自動車検査証（電子車検証・Bタイプ）の場合、登録識別情報の提供が必要となることがあります。

※ 自動車税の「環境性能割」は2026（令和8）年3月31日をもって廃止されました。令和8年4月1日以降に登録・届出される車両（新車・中古車を問わず）は環境性能割が課税されません。これに伴い「自動車税種別割」は名称が「自動車税」となり、申告書も「自動車税申告書」となります。

フェアウェイ行政書士事務所

〒239-0801 神奈川県横須賀市馬堀海岸 4-1-7-504 TEL: 046-874-7328 FAX: 046-874-7398 info@fairwaygyosho.com

① 新規登録（新車・型式指定車）

- 根拠法令：道路運送車両法 第7条・第59条
- 申請期限：新車購入後すみやかに（登録して初めて公道走行可）
- 申請先：使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☑	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	完成検査終了証	お客様	新車の型式指定車はメーカーが完成検査情報を電子登録済み。販売店から通知書等で車台番号・完成検査日をご確認のうえご提供ください（紙発行の場合は原本を持参）。発行から9か月以内
☐	譲渡証明書	お客様	販売店（譲渡人）が実印を押印して発行。原本をご提供ください（弊所で雛形提供も可）
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	所有者のもの。発行から3ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。弊所が雛形提供→所有者は実印押印、使用者は記名押印または署名
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	車庫証明適用地域のみ。使用者のもの、証明日から概ね1ヶ月以内。弊所での代行取得も可
☐	使用者の住所を証する書面	お客様	所有者と使用者が同一なら不要。個人：住民票等／法人：登記事項証明書等（3ヶ月以内・写し可）
☐	自動車重量税納付書	弊所	弊所で作成。重量税印紙を貼付
☐	自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責）	お客様	有効な自賠責を提示（登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要）
☐	再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託	お客様	預託済みであることが要件。通常は新車購入時に販売店で預託済（リサイクル券で確認）
☐	自動車税申告書（+月割分の納付）	弊所/お客様	弊所で作成・提出。登録月の翌月から年度末（3月）までの自動車税（月割分）の納付が必要（税額は排気量等により異なる／実費はお客様ご負担）

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

② 新規登録（中古車）

- **根拠法令：**道路運送車両法 第7条・第59条
- **申請期限：**再使用を始める前に（一時抹消車を再登録する場合等）
- **申請先：**使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☑	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	登録識別情報等通知書	お客様	一時抹消登録申請時に交付されたもの
☐	譲渡証明書	お客様	旧所有者・販売店から入手。譲渡人の実印押印
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	所有者のもの。発行から3ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。弊所が雛形提供→所有者は実印押印、使用者は記名押印または署名
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域のみ。使用者のもの、概ね1ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	使用者の住所を証する書面	お客様	所有者と使用者が同一なら不要
☐	保安基準適合を確認できるもの（いずれか1つ）	お客様	①自動車予備検査証（発行から3ヶ月以内）②自動車検査票（合格印あり）③保安基準適合証
☐	自動車重量税納付書	弊所	弊所で作成。重量税印紙を貼付
☐	自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責）	お客様	有効な自賠責を提示（電磁的に提供されている場合は不要）
☐	再資源化等預託金（リサイクル料金）の預託	お客様	預託済みであることが要件。リサイクル券で確認
☐	自動車税申告書（+月割分の納付）	弊所/お客様	弊所で作成・提出。登録月の翌月から年度末（3月）までの自動車税（月割分）の納付が必要（税額は排気量等により異なる／実費はお客様ご負担）

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

③ 変更登録（住所・氏名の変更／所有者＝使用者）

■ **根拠法令：**道路運送車両法 第12条・第67条

■ **申請期限：**変更事由のあった日から15日以内

■ **申請先：**変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	変更事項が確認できる書面	お客様	①住所変更：住所のつながりが証明できる住民票等（3ヶ月以内）②氏名変更：戸籍謄抄本または住民票（3ヶ月以内）③法人：商業登記簿謄抄本等
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。弊所が雛形提供→所有者の委任状に実印または認印を押印
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域かつ本拠が変わる場合のみ。概ね1ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納（運輸支局で書換え）
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

④ 変更登録（使用者の変更／所有者≠使用者）

■ 根拠法令：道路運送車両法 第 12 条・第 67 条

■ 申請期限：変更事由のあった日から 15 日以内

■ 申請先：変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCR シート）第 1 号様式	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	委任状	お客様/弊所	①所有者の委任状（実印または認印）②使用者の委任状（申請書に記名押印・署名があれば不要）
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域のみ。新使用者のもの、概ね 1 ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	使用者の住所を証する書面	お客様	個人：住民票等／法人：登記事項証明書等（3 ヶ月以内・写し可）
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑤ 移転登録（名義変更／所有者＝使用者）

■ **根拠法令：**道路運送車両法 第13条・第67条

■ **申請期限：**所有者変更の事由があった日から15日以内

■ **申請先：**変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。新旧所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	譲渡証明書	お客様	旧所有者が用意。旧所有者の実印を押印したもの（弊所で雛形提供可）
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	新所有者・旧所有者の両方。発行から3ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。新旧所有者の実印を押印（弊所が雛形提供）
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域のみ。新所有者（使用者）のもの、概ね1ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑥ 移転登録（名義変更／所有者≠使用者）

■ **根拠法令：**道路運送車両法 第13条・第67条

■ **申請期限：**所有者変更の事由があった日から15日以内

■ **申請先：**変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。新旧所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	譲渡証明書	お客様	旧所有者が用意。旧所有者の実印を押印したもの（弊所で雛形提供可）
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	新所有者・旧所有者の両方。発行から3ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	①新旧所有者の委任状（実印）②使用者の委任状（記名押印または署名。申請書に記名押印・署名があれば不要）
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域のみ。新使用者のもの、概ね1ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	使用者の住所を証する書面	お客様	新使用者の分。個人：住民票等／法人：登記事項証明書等（3ヶ月以内・写し可）
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑦ 移転登録（相続による名義変更）

■ 根拠法令：道路運送車両法 第13条・第67条

■ 申請期限：相続発生（事由）の日から15日以内

■ 申請先：変更後の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

☑	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第1号様式	弊所	弊所で作成。新所有者（相続人）本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	新所有者（相続人）のもの。発行から3ヶ月以内
☐	遺産分割を証する書面（いずれか1つ）	お客様	① 相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書 ② 遺言書（公正証書以外は家裁検認済） ③ 遺産分割調停調書 ④ 遺言書情報証明書（法務局保管の自筆証書遺言の場合） ⑤ 遺産分割審判書（確定証明書付） ⑥ 判決謄本（確定証明書付） ⑦ 遺産分割協議成立申立書（自動車100万円以下の査定証等添付）
☐	戸籍謄本等または法定相続情報一覧図	お客様	被相続人の死亡と、相続人全員（または申請人）の関係が証明できるもの
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。所有者は実印、使用者は記名押印または署名（弊所が雛形提供）
☐	自動車保管場所証明書（車庫証明）	お客様/弊所	適用地域のみ。使用者のもの、概ね1ヶ月以内。弊所代行取得も可
☐	使用者の住所を証する書面	お客様	所有者と使用者が同一なら不要
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑧ 更正登録（登録内容の誤り・脱落の訂正）

■ **根拠法令：**道路運送車両法 第 67 条／自動車登録令 第 25 条・第 28 条

■ **申請期限：**誤り・脱落に気づき次第（手数料は無料）

■ **申請先：**管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCR シート）第 1 号様式または第 2 号様式	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。手数料は無料
☐	登録事項が誤りであることを明らかにできる書面	お客様	戸籍謄抄本（全部・一部事項証明）、登記簿謄抄本、住民票 など
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。実印または認印を押印（弊所が雛形提供）
☐	理由書	弊所	弊所で作成。更正に係る理由を明記
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑨ 一時抹消登録（一時的に使用を中止）

■ 根拠法令：道路運送車両法 第16条

■ 申請期限：運行の用に供することをやめたとき（任意のタイミング）

■ 申請先：管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCRシート）第3号 様式の2	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は 記名でよい
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	所有者のもの。発行から3ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。実印を押印（弊所が雛形提 供）
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	ナンバープレート（前後2枚）	お客様	取り外して返納（お客様で取り外し→弊所へご送 付）
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑩ 永久抹消登録（解体・滅失・用途廃止）

■ 根拠法令：道路運送車両法 第 15 条

■ 申請期限：解体・滅失・用途廃止等の事由のあった日から 15 日以内

■ 申請先：管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

☑	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCR シート）第 3 号 様式の 3	弊所	弊所で作成。本人申請は実印、代理人申請は記名（重量税還付申請を伴うときは代理人欄に押印が必要）
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。手数料は無料
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	所有者のもの。発行から 3 ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	実印を押印。重量税還付金の受領権限を委任する場合は別紙委任状が必要（弊所が雛形提供）
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	ナンバープレート（前後 2 枚）	お客様	取り外して返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出
☐	（解体の場合）解体に関する情報	お客様	「解体報告記録がなされた日」と「解体に係る移動報告番号」を申請書に記載（解体業者・引取業者から入手）
☐	（滅失の場合）罹災証明書	お客様	火災・災害等により自動車が滅失した場合に提出
☐	（用途廃止の場合）申立書及び写真	お客様/弊所	用途廃止された旨と使用目的を記載した申立書（弊所作成）＋現況写真

【ご参考】所有者が死亡している場合は、相続人のうち 1 名の申請で受理されます（この場合、相続による移転登録は不要）。被相続人の死亡と申請人との相続関係が確認できる戸籍謄本等を添付します。

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑪ 輸出抹消登録（輸出抹消仮登録）

- **根拠法令：**道路運送車両法 第 15 条の 2
- **申請期限：**輸出予定日からさかのぼって 6 か月前～輸出をする時までの間
- **申請先：**管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

☒	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	申請書（OCR シート）第 3 号 様式の 2	弊所	弊所で作成。所有者本人申請は実印、代理人申請は記名でよい。申請書に輸出予定日の記入が必要
☐	手数料納付書	弊所	弊所で作成。所定の手数料印紙を貼付
☐	印鑑（登録）証明書	お客様	所有者のもの。発行から 3 ヶ月以内
☐	委任状	お客様/弊所	代理人申請時に必要。実印を押印（弊所が雛形提供）
☐	自動車検査証	お客様	原本を返納
☐	ナンバープレート（前後 2 枚）	お客様	取り外して返納
☐	自動車税申告書	弊所	弊所で作成・提出

※ 上記は標準的なケースの必要書類です。お客様の状況により追加書類が必要となる場合があります。

⑫ 状況別の追加書類（全種別共通）

各登録の必要書類に加え、以下の状況に該当する場合は追加書類が必要になります。

☑	必要書類	ご準備	備考・注意点
☐	使用の本拠の位置を証する書面	お客様	使用の本拠の位置が使用者の住所と異なり、かつ車庫証明適用地域外の場合のみ。個人：公的機関発行の事業証明書・課税証明書・公共料金領収書等／法人：登記事項証明書等（3ヶ月以内・写し可）
☐	戸籍謄抄本／住民票／登記事項証明書 等	お客様	移転登録の旧所有者、抹消登録の所有者の氏名・名称・住所等に変更があった場合に、変更事項が確認できるものを添付
☐	土砂等運搬大型自動車使用届出書（甲・乙）	お客様	大型ダンプの場合。経営する事業による事業証明書を添付（例：建設業←建設業法による許可証の写し）
☐	事業用自動車等連絡書	お客様/弊所	事業用自動車・レンタカーの場合。連絡書および手数料納付書に輸送担当部署の経由印が必要
☐	希望番号予約済証	お客様/弊所	希望ナンバーを予約している場合。弊所での予約代行も可
☐	親権者の同意書	お客様	申請人（所有者）が未成年の場合。親権者全員が実印を押印した同意書＋親権者1名の印鑑証明書（3ヶ月以内）＋戸籍謄抄本
☐	取締役会の議事録等	お客様	民法108条等の自己契約・双方代理・利益相反取引に該当するときは、取締役会等の議事録の写し
☐	盗難・遺失等の理由書	お客様/弊所	車検証やナンバープレートを盗難・遺失している場合。警察署への届出受理番号を記載した理由書を提出
☐	罹災証明	お客様	火災や災害によって自動車が滅失した場合に提出
☐	登録識別情報	お客様	Bタイプ車検証で、移転登録の旧所有者・抹消登録の所有者に登録識別情報が通知されている場合、OCRシートへの記載が必要

【お問い合わせ】

ご不明な点や、上記以外の特殊なケース（合併・分割・判決による移転登録など）は、お気軽に弊所までご相談ください。